

ビジネスと人権に関する行動計画推進作業部会第5回会合(議事要旨)

令和6年8月26日月曜日14時00分～16時20分

場所:オンライン形式

1. 開会挨拶

(河合 真由美 外務省総合外交政策局人権人道課 調整官)

- ・ ただいまよりビジネスと人権に関する行動計画推進作業部会第5回を開催する。
- ・ 本日付で人権人道課長の交代があり、新たに着任した尾崎課長より、一言ご挨拶させていただきます。

(尾崎 壮太郎 外務省総合外交政策局人権人道課 課長)

- ・ 本日、外務省総合外交政策局人権人道課長に着任した。前任では経済局の国際経済課長を務め、主に日本とEUとの経済関係を担当していたが、日EU・経済連携協定(EPA)の貿易と持続可能な開発に関する専門委員会等においても、企業サステナビリティ・デューディリジェンスが議論されていた。
- ・ ステークホルダーの方々の立場は様々だと思うが、様々な御意見を伺った上で、行動計画の改定に向けて取り組むことが重要だと思う。
- ・ 本日は基本的に傍聴させていただくが、皆様の御意見を伺うことができればと思う。

(河合 真由美 外務省総合外交政策局人権人道課 調整官)

- ・ 本日の作業部会では、議題を、1.「ビジネスと人権に関する行動計画の3年目意見交換のためのレビューに関するステークホルダー報告書(以下、報告書)」でご提示いただいた個別施策テーマに沿って、関係府省庁から現在実施している施策の状況及び今後の見通しについて報告した上で、2. としてステークホルダーの皆様の御意見を伺いつつ、意見交換させていただきたい。

2. 議事

議題1. ステークホルダー報告書を受けた施策の現状及び今後の見通しについて報告(各府省庁)

【(1)人権デュー・ディリジェンス及びサプライチェーン(提案1～3)についての報告(外務省、経産省、厚労省、農水省、財務省)】

(河合 真由美 外務省総合外交政策局人権人道課 調整官)

- ・ 外務省が行う取組として、EUを初めとする諸外国との二国間対話や国連人権理事会等の国際場裡における対話を通じて、人権尊重を促進するための取組を行っている。
- ・ また諸外国のビジネスと人権に関する指導原則(以下、指導原則)の履行推進の観点から、国連開発計画(UNDP)への拠出を通じて、これまで日本企業が多く進出するアジア諸国を中心とした20か国において、現地の日本企業及びそのサプライヤーに対するセミナーや研修を実施するとともに、対象国政府の行動計画の策定や実施の支援を行ってきている。2022年の事業開始以降、アジア地域では、モンゴル、ベトナム、ネパールで行動計画が策定された。
- ・ 提案2に関して、例えば国際協力機構(JICA)において、「国際協力機構環境社会配

慮ガイドライン」及び「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」を策定し、運用している。

（経済産業省）

- ・ 経産省から、提案1から3についてご説明を申し上げる。
- ・ まず、サプライチェーンを通じた人権尊重を促進する上で、マルチステークホルダーとの議論は非常に重要だと考えている。円卓会議や本日の作業部会といった場を十分に活用して議論を行っていききたい。
- ・ 指導原則に沿った人権尊重の取組について、その第一歩としてステークホルダーの皆様から、及びパブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえて、2022年9月に日本政府として、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（以下、ガイドライン）を策定した。経産省では、関係業界団体や所管の独立行政法人に対して、ガイドラインの周知を通じて人権デュー・ディリジェンスの取組等の啓発を行っており、引き続き産業界の意識向上、取組の促進を図っていききたい。
- ・ 一例として、日本貿易保険（NEXI）が作成している、「貿易保険における環境社会配慮の」ためのガイドライン」が2022年に改定された際、人権配慮について明記された。
- ・ サプライチェーンにおける人権尊重の取組に関しては、海外の取引先、関係者を巻き込んで進めることが重要だと考えている。そのため、国際労働機関（ILO）への任意拠出を通じて、アジア諸国における日本企業の取引先等に、人権デュー・ディリジェンスの実施支援を行っている。これまでバングラデシュ、カンボジア、ベトナム等に対して、取組を行っており、今後もインド、ラオス、マレーシアを対象に実施していききたいと考えている。
- ・ 日本企業がサプライチェーンを通じて深く結びつくアジアでの人権尊重の取組を進めるために、昨年9月にインドネシアのジャカルタで、ILOと共催でG7メンバーとアジア諸国の政労使による対話イベントを開催した。本日ご参加いただいている経団連、連合からもご参加いただいた。このイベントについては、昨年10月のG7の貿易大臣会合の声明でも、歓迎する旨のコメントもいただいております、このような取組をアジア諸国において、続けていききたいと考えている。

（厚生労働省）

- ・ これから取組を始める企業においては、具体的な方法や、尊重すべき人権の内容が分からないといった声がある。このため「国内の労働分野における政策手段を用いた国際課題への対応に関する検討会」を開催し、参加者の皆様から御意見を伺い、昨年12月に報告書を取りまとめられた。
- ・ この報告書を踏まえて、遵守が求められる国際労働基準等の日本企業への周知や、進出国の情報収集、ILOを通じた技術協力について、日本企業のグローバルサプライチェーン上の人権尊重の観点からも捉え直し、児童労働の撲滅、労働安全衛生水準の向上などに今後取り組んでいきたい。

（農林水産省）

- ・ 農水省では、食料のサプライチェーン関係者が人権問題やESGについて、現状把握・情報共有をできるよう、必要に応じて政府に対して政策提案を行う場として、「持続可能な食料生産・消費のための官民円卓会議」を令和4年2月に設置し、民間企業やN

GOの方々に参加していただき、議論をしている。

- ・ また環境や人権等のマーケットを巡る国際的な動きも含めて、食料システムの関係者が議論し、持続可能な食料システムに向けた施策の整理をすること目的とした、「食品産業の持続的な発展に向けた検討会」を昨年8月に設置しており、民間企業や食品業界、農業生産者、消費者等の団体、生協等のサプライチェーンの関係者の皆様に議論していただいている。
- ・ 所管する団体等に対して、ガイドラインの周知やセミナーの案内、当省ウェブサイトでの掲載など、普及啓発活動を行っており、関係団体にて独自の方針策定やセミナー開催などに取り組む動きがみられている。引き続きこのような取組を支援していきたい。

(財務省)

- ・ 開発金融の分野では、財務省の所管する国際協力銀行(JBIC)において、出融資や補償の対象となるプロジェクトに対しての環境社会配慮等について定めた「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」や、同ガイドラインの遵守を確保するための異議申し立て手続き要綱を定めるなどの取組を行っている。また昨年4月には人権尊重に取り組むことを誓約するとともに、世界人権宣言や国際人権規約等の国際的な人権規範を尊重することなどを定めた人権方針を公表し、人権尊重の取組へのコミットメントを改めて示した。引き続き行動計画に掲げられた取組を推進すべく、努力していく。

【(2) 誰一人取り残さないための施策推進(提案4～7)についての報告(外務省、内閣府、厚生労働省、法務省)】

(河合 真由美 外務省総合外交政策局人権人道課 調整官)

- ・ 外務省では、提案4、外国人労働者に関連して、JICAの側面支援を通じて、企業が参加可能な国内の外国人労働者の課題解決に向けたマルチステークホルダーによるプラットフォーム「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム(JP-MIRAI)」のパイロット事業が継続している。この事業の一環として、日本での就労に関心のある国内外の外国人材に対して、適切で透明性のある情報を提供すべく、ポータルアプリを通じて情報発信するとともに、多言語対応の相談や救済窓口事業を展開し、窓口開設以来、約3,000件の相談対応を行っている。

(内閣府)

- ・ 内閣府男女共同参画局の取組について述べる。女性活躍推進に向けては、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」に基づき、公共調達において女性活躍推進法等に基づく認定等を受けた企業等を加点評価する取組について、より実効的な運用を図る観点から、国の機関における同企業等への加点評価の実施状況や、その入札参加及び受注の状況等の調査・公表を行っている。
- ・ また、当該取組の実施が努力義務となっている地方公共団体に対しても、国に準じた取組の推進が図られるよう働きかけを行っている。
- ・ 性犯罪、性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、セクシャルハラスメント等の暴力の根絶に向けては、暴力を許さないという社会規範の醸成や、被害者が相談しやすい環境の整備等を実施しており、今後も取組を行っていきたい。

(厚生労働省)

- ・ 外国人技能実習制度に関して、本年6月に、従来の人材育成に加えて、人材確保を目的とした新たな制度を創設するための法律の改正を法務省とともに行った。今後、関係府省庁と協力しながら、詳細な制度設計を進めていきたい。
- ・ 女性に関して、本年2月から開催している、「雇用の分野における女性活躍推進に関する検討会」において、雇用の分野における女性活躍推進の方向性やハラスメントの現状と対応の方向性等について、有識者にご議論いただき、8月8日に報告書を公表したところである。今後、公表した報告書の内容も踏まえて、法的措置も視野に、労働政策審議会で検討を行うこととしている。
- ・ 障害者雇用に関して、2年前の令和4年12月に、雇用の質の向上の推進や、多様な就労ニーズに対する支援等を内容とする、改正障害者雇用促進法が成立し、この4月に施行された。本年4月には法定雇用率も引き上げられ、今後も段階的な引き上げが想定されるが、法定雇用率の達成に向けて、企業に対して、指導や雇い入れの支援等を行っていききたい。

(法務省)

- ・ 提案5に関して、現行の夫婦同氏制度は女性にとって差別的な制度には当たらないものの、婚姻前の氏を引き続き使用できないことにより、婚姻後の生活において様々な支障が生じているという声があることは承知しており、昨今の社会情勢には十分配慮する必要があると考えている。選択的夫婦別氏制度の導入については、現在でも国民の間に様々な意見があり、今後とも国民各層の意見や国会における議論を踏まえてその対応を検討していく必要があることから、法務省としては、国民や国会議員による議論が活発にされるように、引き続き積極的に情報提供を行っている。
- ・ 提案6の技能実習制度に関して、入管法等改正法が本年6月14日に国会で可決され成立した。改正法の内容について何点かご紹介する。特定産業分野のうち、その分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成することとともに、当該分野における人材を確保するため、現行の技能実習制度に替わる育成就労制度を創設すること、育成就労計画の認定及び監理支援を行う事業を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けること、現行の技能実習制度でも認められている「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大、明確化するとともに、手続を柔軟化すること、一定の要件の下、本人の意向による転籍を認めること、送出国との間の二国間取決めを作成し、不当に高額な手数料を徴収する送出機関等を排除すること、その他1号特定技能外国人支援に係る委託の制限や、永住許可の要件の明確化等を図ることなどが改正法の内容となっている。
- ・ 改正法の施行は公布の日から3年以内の政令で定める日とされており、令和9年4月から6月を予定している。今後、基本方針・分野別運用方針等の作成、国内外の関係者への制度趣旨・具体的運用方法の周知徹底を図ることとしている。

【(3)指導原則の実施を推進する能力構築のための仕組みづくり(提案8～11)についての報告(外務省、経産省、農水省、環境省、警察庁、文科省)】

(河合 真由美 外務省総合外交政策局人権人道課 調整官)

- ・ 外務省では、国内外で企業向けセミナーを実施している。具体的に、昨年度は、国内の地方都市及び海外の中でも日本企業の進出が多いアジア諸国を中心に、計6回セミナーを行い、延べ548名にご参加いただいた。セミナーでは先進的な取組を進めて

いる日本企業の好事例の紹介や、セミナー参加者が抱える課題の共有を行った。

- ・ 提案9に関して、先ほど述べた通り、UNDPへの拠出を通じて、日本企業が多く進出する国において、日本企業及びそのサプライヤーに対する人権デュー・ディリジェンスに関するセミナーや研修を実施するとともに、各国政府に対して、行動計画の策定や実施の支援を行うことで、企業及び諸外国の能力構築に寄与している。

（経済産業省）

- ・ 中小企業における人材や知見の不足は、経産省も課題として十分認識をしており、重要な課題だと思っている。経産省では、多くの中小企業をはじめ、これまで本格的に人権尊重の取組を行ったことがない企業が、ガイドラインに沿って取組を進めやすくなるように、2023年4月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」（以下、実務参照資料）を公表した。
- ・ 2024年1月には、ジェトロが作成し、中小企業も対象とした、「「ビジネスと人権」早わかりガイド」や、企業の人権尊重の取組等に関するジェトロの相談窓口などを通じて、中小企業を含めた産業界の意識向上、取組の促進を図っている。
- ・ また、2023年は、中小企業向けのセミナーや地方企業向けのセミナーを実施しており、前者は約800名、後者は約1,000名に参加いただいた。今年度も、ビジネスと人権の内容を含む中小企業向けの人権啓発セミナーを中小企業庁主催で実施していくことを考えている。
- ・ ILOへの拠出を通じて、全国社会保険労務士会連合会による中小企業の人権尊重の取組をサポートする専門人材の育成を行っている。首都圏だけではなく、地方の社労士も対象に研修を行っている。
- ・ 中小企業向けの取組は経産省も重点を置いているところであり、セミナー参加者数は多くなってはいるが、数だけではなく、質もしっかり深めることが重要だと思っている。引き続き、中小企業の人権尊重の取組を後押ししていく。
- ・ 国際機関が行う能力構築事業への拠出継続について、予算を前提とするものだが、ニーズがあることは理解している。
- ・ ガイドラインの改定について、他省庁からの意見もあると思うが、経産省としては、まずはガイドラインや実務参照資料の普及に取り組み、定着状況を見ながら考えていきたい。企業の取組の進捗状況について、経団連が取りまとめた「企業行動憲章に関するアンケート結果」や、ジェトロが企業に対して実施しているアンケート調査などを参考にしている。
- ・ 経産省内でも、職員向けあるいは関係団体職員等に対する研修も実施しており、引き続きこのような取組も継続していきたい。

（農林水産省）

- ・ 提案8、産業や国・地域、中小企業の特性を考慮した手引きの作成や好事例の作成について、当省の取組を紹介する。
- ・ 農水省では、ガイドラインで示された内容を、食品産業において実際に取り組めるよう、昨年12月に、「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」を作成・公表している。食品企業のほとんどが中小企業であり、ガイドラインのみでは実際に取り組むことが難しいという声を受けて作成した。本手引きの公表を受けて、本年2月に東京、大阪、福岡でセミナーを開催し、実際に人権尊重の取組を行っておられる企業の担当者の方を講師としてお招きして講演いただいた。

- ・ 今年度も、セミナーの開催や取組事例の作成・公表、関係団体による勉強会・研修会への専門家派遣の支援などを予定している。

（環境省）

- ・ 2点報告する。1点目は環境デュー・ディリジェンスの取組についてである。環境省では2020年に法人企業が新たに環境デュー・ディリジェンスを実施する際の入門書となるよう、「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門～OECDガイダンスを参考に～」を作成した。
- ・ 2023年には、国内外で普及している環境マネジメントシステム(EMS)の国際規格であるISO14001を参考に、環境デュー・ディリジェンスプロセスと、EMSの親和性や、既にEMSについて取り組んでいる企業がどのような取組を追加的に行っていく必要があるのか等について解説した「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門～環境マネジメントシステム(EMS)を活用した環境デュー・ディリジェンスの実践～」を公表している。
- ・ さらに人権と環境の横断的な取組の重要性について、企業に認識を高めていただき、具体的な取組を促す観点から、2021年に好事例集を、2024年に更新版を公表した。その他のセミナーの開催など、企業の環境デュー・ディリジェンスに係る能力の構築や、環境整備など支援を進めており、今後もこうした取組を引き続き実施していきたい。
- ・ 2点目は、二国間クレジット制度(JCM)での公共調達における人権対応についてである。環境省ではJCMを29のパートナー国と実施運営をしている。JCMは、日本側と途上国であるパートナー国との協力のもとで、脱炭素技術や製品インフラ等を用いた、持続可能な発展に寄与するようなプロジェクトを実施し、その結果として得られた温室効果ガス削減あるいは吸収分について発行したクレジットを日本にも一部配分していただくという仕組みである。JCM設備補助事業の採択に際しては、行動計画等に沿って、最善の人権対応に取り組んでいるかについても基礎審査項目としてすでに審査をしている。またJCMが人権を含むSDGsにも貢献することを明確化するために、現在、新たなJCMの実施ルール等の採択に向けた調整について、パートナー国と順次進めている。具体的には、先住民・地域住民等の権利への配慮や、環境保全等に関する実施計画や報告を求め、両国の政府代表で構成する合同委員会で確認することとしている。

（警察庁）

- ・ 警察では、法執行機関として子供に対する暴力や性被害の防止、公共調達からの暴力団排除等の各種施策を推進してきた。こうした取組は、ビジネスと人権に資する取組の一部と考えている。
- ・ 提案11として、地方公共団体を含む政府職員に対する人権教育・研修など、政府の能力構築の強化について御提案いただいた。全国に約30万人を有する警察では、職務執行を通じて様々な方と接する業務を行っていることから、その人権に配慮するための人権教育を着実に実施することが重要と認識し、各種人権教育に取り組んでいる。例えば、新たに採用された警察職員に対して、人権尊重に関する各種教養を実施しているほか、警察署等の職場においても研修等を実施している。今後も、人権に配慮した適切な職務執行のための教育を徹底するよう取り組んでいく。

(文部科学省)

- ・ 文科省と関わりが深いのは、提案 11 の「学校教育での人権理解の基礎の上に消費者教育や労働者教育を推進していく」という文言。
- ・ 文科省においては、一人一人の児童生徒がその発達段階に応じて、人権の意義、内容やその重要性について理解し、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるよう、学校における人権教育を推進している。教育委員会や学校現場の人権教育の担当者向けに、学校における人権教育の手引きを作成しており、当該手引きを補足する資料の中に、行動計画の策定に係る内容を追加し、教育委員会等を対象とした各種会議研修等の場で周知している。
- ・ また、令和4年度に消費者教育の指導者用啓発資料を改訂しており、その中で、SDGs達成に向けた責任ある消費行動として、エシカル消費についても盛り込まれている。
- ・ ガイドラインについては、所管の独立行政法人、研究開発法人、国立大学法人や関係団体など、計922団体に向けて周知している。
- ・ このような取組を通じて、引き続き、教育現場に対する行動計画の周知と推進に尽力していく。

【(4)企業の情報開示(提案12及び13)についての報告(金融庁)】

(金融庁)

- ・ 提案12に関し、政府は国際的な基準との調和を考慮しながら、企業の人権尊重に関する情報開示の推進策についての議論を進めるという提案について、金融庁では、有価証券報告書を含めた法定開示書類を所管しており、サステナビリティ情報の開示の充実等を図る観点から、2023年3月期決算より、上場会社等に対し有価証券報告書において、サステナビリティに関する考え方及び取組欄を新設した。
- ・ 具体的なサステナビリティ情報としては、人材の多様性確保などの人的資本について開示することとされているほか、各企業が重要であると判断した情報、例えば気候変動や人権の尊重などについて開示することが考えられる。
- ・ 個別項目の開示を義務づける場合は、開示のための基準が必要となる中、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)において、国際的にベースラインとなる国際的なサステナビリティ開示基準が作成されている。ISSBにおいて、昨年6月、全般的な開示要求事項(IFRS S1)、及び気候関連開示(IFRS S2)が最終化され、本年6月に新たなリサーチプロジェクトとして、生物多様性、生態系及び生態系サービス、また、人的資本に関するリスクと機会の開示に取り組むことが発表されている。
- ・ 他方、我が国の状況について、日本の基準設定主体であるサステナビリティ基準委員会(SSBJ)が、IFRS S1とIFRS S2を踏まえて、日本における具体的なサステナビリティ開示基準の公開草案を本年3月に公開した。
- ・ 当庁としては本年、金融審議会のもとで、「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」を設置しており、サステナビリティ情報に係る国際動向や要請を踏まえ、日本の資本市場の一層の機能発揮に向けて投資家が中長期的な企業価値を評価し、建設的な対応を行うにあたって必要となる情報を、信頼性を確保しながら提供できるよう、情報の開示や保証のあり方について検討を開始している。
- ・ 具体的には、日本のサステナビリティ開示基準の適用対象や適用時期等について検討を進めており、当庁の所管の有価証券報告書等の法定開示書類については、IFRS S1及びS2と機能的に同等な国内基準の適用、またサステナビリティ情報に対す

る保証のあり方等に関する検討を進めていく。

- ・ 提案13後段の「情報開示が企業のインセンティブとなるような施策」についても発言させていただく。金融庁では投資家等からの意見を踏まえ、毎年、「記述情報の開示の好事例集」を公表している。直近では昨年12月に策定公表した事例集において、サステナビリティに関して先進的な開示を行う企業の一つとして、人権の尊重に関する取組を開示する企業を取り上げている。
- ・ 金融庁としては、より多くの企業で人権の尊重を含むサステナビリティ情報の開示の充実化が図られるよう、こうした取組を継続的に実施していきたいと考えている。

【(5) 公共調達(提案14～16)についての報告(外務省、防衛省)】

(河合 真由美 外務省総合外交政策局人権人道課 調整官)

- ・ 政府全体の取組として、2023年4月に公共調達における人権配慮に関する政府の方針について決定し、すべての関係府省庁において、公共調達の入札説明書や契約書等の中に、「ガイドラインを踏まえて、人権尊重に取り組むよう努める」旨の記載が盛り込まれた。これを受け、各省庁において、現在適切に対応しているところである。

(防衛省)

- ・ 防衛省では全国に所在している自衛隊等の調達機関に向けて、ガイドライン及び実務参照資料の策定について周知するとともに、省内の調達関係者に対して毎年実施している公共調達に関する教育においても、ビジネスと人権に係る取組について周知し、意識の醸成を図っている。
- ・ また、防衛省における契約においては、入札に際して、入札参加希望者等の遵守事項をまとめている「入札及び契約心得」及び「契約条項」の中で、「ビジネスと人権」に関する記載を明記したことを広く周知するとともに、契約相手方企業に対しても、人権尊重に取り組むことを求めている。
- ・ 今後は、所管独立法人や防衛省との取引がある企業に対して、指導原則及びガイドラインに沿った人権尊重の取組が行われているか、ヒアリング等で確認していく。
- ・ 報告書も踏まえ、引き続き行動計画の実施にあたって、各省とも連携しながら、企業の人権尊重責任を促進する環境づくりに努めていく。

【(6) 救済へのアクセス(提案17～19)についての報告(外務省、法務省、消費者庁、経産省)】

(河合 真由美 外務省総合外交政策局人権人道課 調整官)

- ・ 外務省から提案17に関して、2023年6月のOECD多国籍企業行動指針の改訂を受けて、日本の連絡窓口(NCP)の個別事例処理手続を改訂した上、国内外のステークホルダーに向けた周知や在外公館を通じた周知に取り組んでいる。改訂の主要な論点の一つでもあったNCPの機能強化に向けて、今後ピア・レビューの受入れを含め、引き続き関係府省庁と連携して取り組んでいく。

(法務省)

- ・ 提案18の国内人権機関に関して、人権救済制度のあり方については、これまでなされてきた議論の状況も踏まえ、不断に検討しているところである。

(消費者庁)

- ・ 提案19に関して、消費者庁では公益通報者保護の取組を行っている。公益通報者保護制度は、労働者や役員等、ビジネスに関する者も含めて通報者を保護するための制度であることから、救済へのアクセスに関する取組の一つとして、ビジネスと人権に資するものと考えている。
- ・ 具体的な取組としては、公益通報者保護法により、従業員300名を超える事業者には内部公益通報体制の整備が義務づけられたことを受けて、消費者庁では不適合事業者に対し、体制整備に関する行政指導を行っている。
- ・ また、経営者や従業員向けに公益通報者保護法のポイントを把握することができる「内部通報制度導入支援キット」を作成し、消費者庁ウェブサイトやYouTubeで公開するなど、民間事業者の体制整備の徹底・促進に関する周知啓発活動を行っている。
- ・ 最近では、今年5月に、有識者により構成する「公益通報者保護制度検討会」を立ち上げ、近年の公益通報者保護制度をめぐる国内外の環境の変化や、改正後の公益通報者保護法の施行状況を踏まえた課題について検討を行っている。
- ・ 引き続き消費者庁では、事業者のガバナンスの向上や人権尊重の観点から、公益通報者保護制度を更に実効性のあるものとするための取組に努めてまいりたいと考えている。

（経済産業省）

- ・ 経産省から、提案19に関連して発言をさせていただく。経産省は2024年3月にILOへの拠出を通じて、ILO及びジェトロの共同による、日本企業の人権尊重取組事例集として「責任ある企業行動と人権デュー・ディリジェンス：日本企業のグッドプラクティス」を作成・公表している。本事例集の中でグリーンバンスメカニズムに関する事例も紹介されている。
- ・ 政府の取組の他、例えば一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構（JaCER）の救済メカニズムが提供されるといった動きもあり、こうした動きや日本企業の取組状況を広く見ながら、必要な施策を考えていきたいと思っている。

【(7) 行動計画実施・モニタリング・改定の体制整備(提案20～23)についての報告(外務省)】

（河合 真由美 外務省総合外交政策局人権人道課 調整官）

- ・ 各府省庁の施策については、所管府省庁において、事業ごとに行政事業レビューを行い、事業の進捗や効果について、成果目標に照らした点検を行っている。
- ・ 加えて、現行の行動計画においても、毎年レビューの中で、「5つの優先分野における指標」を設けて、重要施策について客観的な指標に基づき重点的なモニタリングを行っている。
- ・ 報告書のモニタリングに関する提案を受けて、具体的な評価指標のあり方について、ステークホルダーの皆様からも意見をお伺いし、知見を共有していただいた上で検討していく必要があると考えている。

（河合 真由美 外務省総合外交政策局人権人道課 調整官）

- ・ 報告書の提言については以上となるが、その他のトピックとして、子ども・若者、AIテクノロジーなどに関する政府の取組があるため、発言される省庁の方がおられたら、ご発言をお願いしたい。

(総務省)

- ・ 生成AIの急速な普及などを背景として、総務省では経産省と連携し、リスクに適切に対応するため、「AI事業者ガイドライン」を本年4月に公表した。本ガイドラインでは、広島AIプロセスにおける、高度なAIシステムに関する国際指針及び国際行動規範を国内に展開するという内容を取り込んでいる。
- ・ 本ガイドラインについては、各府省庁に、通知あるいは協力のお願いをしているところであり、併せて様々な業界団体にも、周知展開、ホームページ掲載、セミナーや説明会の開催等により、周知・浸透をお願いしているところである。引き続き、周知と普及理解の浸透に努めて参りたい。

(こども家庭庁)

- ・ 現行の行動計画においては、横断的事項の中に「子どもの権利の保護・促進」が入っており、関連施策が盛り込まれている。
- ・ 本年6月には「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(こども性暴力防止法)」が成立し、学校設置者等とともに、認定を受けた民間教育保育等事業者に対して、教育保育従事者による子どもへの性暴力の防止等の措置が義務づけられることとなる。

議題2. ステークホルダーからの発言、質疑応答

(若林 秀樹 ビジネスと人権市民社会プラットフォーム 代表幹事)

- ・ 2年毎に担当者の異動が繰り返されており、誰が責任を持ってビジネスと人権に取り組むのか、市民社会に伝わってこない。
- ・ 昨年度3月の円卓会議で、報告書の提言に対して文書で回答いただきたいとお伝えしたが、本日より一方的に口頭で回答されても、提案内容に対して回答がかみ合っているのか、欠落しているのか判断できない。
- ・ 作業部会は行動計画の進捗をモニタリングする場であるはずだが、今後に向けて作業部会がどのような位置付けなのか、分かりにくい。これまでの円卓会議や作業部会で提案したことがその後に繋がっていない。昨年5月の円卓会議の場で、政府からKPIを検討すると発言があったが、1年以上経過しても何もなされず、今後検討とされても納得しがたい。改定版行動計画の骨子の合意にあたっての作業部会の役割をご回答いただきたい。

(氏家 啓一 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン 事務局次長)

- ・ 元国連ビジネスと人権に関する作業部会(以下、国連WG)委員のアニタ・ラマサストリ氏の講演資料を元に発言させていただく。この資料は、国連WGが2021年に公表した「ビジネスと人権の次の10年に向けたロードマップ」に引用されているNAP2. 0について述べたものである。
- ・ NAP2. 0では、既にNAPを作成している国は、その見直しを行い、より成熟したアプローチを開発することと示されている。またNAP2. 0では4つのあるべき姿が示されている。(①共通の理解と信頼によるステークホルダーの対話のプラットフォームとなっていること、②ギャップやベースラインアセスメントに基づいたロードマップとなっていること、③政府、各省庁が積極的に統率力を持って、政策の一貫性を推進できるものであること、④国と企業の義務と責任を目標と進捗モニタリングによって評価すること)

- ・ また同資料では、各国の行動計画に対する評価として、例えば、「ベースライン評価を通じて収集された証拠に基づくような行動計画の作成が少なすぎる」、「行動計画のガバナンス力が弱く、実施の進捗と監視のための適切なフレームワークがない」、「行動計画を指導することが多い外務省は、通常最も権力のある省庁の一つだが、国内の状況ではそれほどではない」、「意識向上、研修、研究、優良事例の促進などの自主的な措置が重視され過ぎている」とある。
- ・ 申し上げた内容はNAP2.0にあるべき姿として提示され、ベースとなる部分であるため、骨子案作成過程において、検討すべきものではないか。
- ・ 報告書の提案に対する各府省庁における現状の取組を伺ったが、改定版行動計画へいかに反映するかを検討するプロセスが重要だと考える。信頼に基づいて協議をしていくプロセスを示していただきたい。

（長谷川 知子 一般社団法人日本経済団体連合会常務理事）

- ・ 行動計画改定に向けて、経団連としての意見を補足させていただく。まず、人権課題は、業種や企業規模、事業を行う国・地域によって多種多様であることを大前提のもと、企業の自主的な取組の支援を強化していただきたい。その上で大きく4点申し上げる。
- ・ 1つ目、報告書の提案8に関連して、企業の人権デュー・ディリジェンスに関して意見を述べる。1点目、改定版行動計画に、中小企業のキャパシティビルディングに向けた、より具体的な取組を記載いただきたい。その際、人権デュー・ディリジェンスの実施は、人権尊重責任を果たすための手段であって、それ自体が目的ではないという点も周知いただきたい。2点目、業界団体などに、業種ごとのガイドラインの作成を推奨する旨を改定版行動計画に盛り込んでいただきたい。3点目、少なくとも企業が取組を始める初期段階を対象とした、政府が提供する無料の相談窓口を設置していただきたい。
- ・ 2つ目、報告書の提案9に関連して、途上国支援について意見を述べる。日本企業の進出先の途上国において、法制度が不十分であったり、行政執行官の能力や腐敗癒着などの問題がある場合、企業が解決することは困難である。政府には国際機関等と協力し、省庁間で連携しながら、制度整備やサプライチェーン教育など、途上国の支援を行っていただきたい。またILOやUNDP等に対する国際機関が行う能力構築支援事業への資金拠出を継続いただきたい。
- ・ 3つ目、関係府省庁間のさらなる連携の強化について意見を述べる。行動計画の基本的な考え方として、関係府省庁間の連携強化が謳われている。また、昨今企業に求められている、人権と環境を統合して一体的に取り組むことが可能となるようなガイドランスの作成などについて、省庁間で連携していただきたい。
- ・ 最後に、欧州のサステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令(CSDDD)など、規制の直接の対象ではない日本企業も、環境と人権に関するデュー・ディリジェンスを、バリューチェーンを通じて行うことが求められていることについて、改定版行動計画の中で記載いただきたい。合わせて、諸外国の人権関連法令の日本語訳を作成していただきたい。

（伊古田 隆一 日本労働組合総連合会（連合） 国際政策局長）

- ・ 大きく2点、申し上げる。1つ目、昨年度3月の円卓会議では、ステークホルダーから、関係府省庁には書面で、報告書に対する回答をお願いしたい、と意見されたと承知し

ている。なぜ書面での回答がなされないのかを初めに説明するべきだったのではないか。書面での回答を再度ご検討いただきたい。

- ・ また円卓会議にはどのように報告される予定なのか、あわせて伺いたい。この間、円卓会議・作業部会のそれぞれの構成員から、様々な意見を申し上げたが、構成員の提案がきちんと受け止められていないと感じる。政府と円卓会議・作業部会との対話・コミュニケーションについて改善が必要である。
- ・ 2つ目、行動計画改定に向けた今後の作業について、昨年3月の円卓会議では、資料4で、行動計画改定に向けて骨子案に合意することを目指すこと、その間の具体的な作業のあり方については検討の上で改めて提示をする、という書面が出ているが、本日の会議に提示されていないため、確認させていただきたい。
- ・ 現行の日本の行動計画は、その後のアクションにつなげにくい。日本が今後、ビジネスと人権に関する諸施策を確実に実施していく環境を整えていくうえで、欧州のような法律制定に向けたステップを踏むためにも、例えば、行動計画を元に人権デュー・ディリジェンスの義務化を定めた法令の制定を行ったドイツを参考にしながら、具体的なアクションにつながる、そして進捗を検証できる行動計画を策定することが重要だと考える。

(古谷 由紀子 一般財団法人CSOネットワーク代表理事、サステナビリティ消費者会議代表)

- ・ インパクト指標の作成についてご検討いただきたい。インパクトとは、各種施策が、社会の中でどのような変化を生み出したのか、権利保持者の人権がどの程度保護されるに至ったのか、である。政府が設定しているインパクトを測る指標はアウトプット指標である。実際に行動計画が効果を発揮して権利が保護されているかを図るためには、インパクト指標を設定することが重要である。行動計画改定後ではなく、今年の作業部会で、具体的に指標はどうあるべきなのか、政府関係者とステークホルダーが一緒に作成していくべきだと考える。
- ・ ただ、実際にインパクト指標を作成するのは難しい作業である。そのため、サンプルとしていくつかの取組について提案もしている。今後、実際の指標作成については、政府のみではなく、ステークホルダーも一緒に検討することが必要と考えている。

(高橋 大祐 日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会CSRと内部統制に関するPT副座長)

- ・ 日弁連は、報告書別添の個別意見として行動計画改定に関して具体的な提言を行っているため、その内容を踏まえて行動計画の改定を検討いただきたい。
- ・ 本日は、特に、大きく3点質問させていただく。1点目、今回の行動計画改定にあたり、優先事項の検討・特定をする予定があるか伺いたい。現行の行動計画では、(1)政府等の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上、(2)企業の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上、(3)社会全体の人権に関する理解促進と意識向上、(4)サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備、(5)救済メカニズムの整備及び改善周知が優先事項として挙げられている。理解促進と意識向上は重要な取組であるが、行動計画策定から5年間が経過し、優先事項5つのうち3つが理解促進にとどまっていることが適切か、という議論もあると思う。報告書では、ステークホルダーが共通で重要と考えている7つの分野・23の提案を挙げているため、報告書も踏まえて優先事項をご検討いただきたい。

- ・ 2点目、KPIに関して議論する予定が今年度あるかどうかについて、伺いたい。KPIの特定については、例えば、行動計画のインパクトを測るKPIの一つとして、中小企業・地域企業を含めた日本企業の人権取組の進捗度を計測することも考えられる。是非ステークホルダーとの間でKPIに関して意見交換を行う場を設けていただきたい。
- ・ 3点目、事前に送付させていただいた、関係府省庁の皆様に対する質問確認事項に関して、お話を伺いたい。提出した質問確認事項では、本日冒頭に各府省庁から紹介いただいた取組を、より具体的にお伺いするものとなっている。

(菅原 絵美 大阪経済法科大学教授)

- ・ 第一に、報告書では、実際に企業が人権尊重のための取組を実施できるようになるための能力構築を強調している。理解促進・意識向上から一歩進み、能力構築に繋がっていく施策を検討していきたい、と提案している。本日、各府省庁から報告書で第1段階にあたる、企業に向けた様々なセミナーや情報共有、ガイダンスの作成について報告いただいたが、第2段階として、そのような取組を通じて知識を得た企業が、中小企業も含め、実際に人権尊重に取り組めるようになるための、個別企業のニーズ等に沿った支援等が提供できているか、という視点へ踏み込んでいただきたい。
- ・ 経産省から報告いただいた、ジェトロを通じたビジネスと人権に関する相談窓口は、第2段階である企業の個別ニーズ等に沿った支援等の提供という趣旨に添った取組かと思う。実際にどれぐらいの企業が利用されているのか、また中小企業がどれぐらい利用しているのかについてお伺いしたい。また報告書の個別施策テーマ4つ目の企業の情報開示、5つ目の公共調達についても、情報開示のプロセスや公共調達のプロセスを通じて、能力構築に繋がっていく施策を期待している。
- ・ 第二に、救済へのアクセスはハードルの高い取組であることを踏まえ、さまざまな状況に置かれたライツホルダーが救済にアクセスできるよう、企業の中でのグリーンバンスメカニズムの構築、JaCERのような業界や企業グループでの救済のあり方、さらに国内人権機関など国レベルでの救済へのアプローチも含めて、重層的に施策を考えていく必要がある。
- ・ 第三に、関係府省庁から、当事者別・政策領域別の取組についてお話いただいたが、ビジネスと人権全体としての進捗を掴むのが難しい。全体を俯瞰してどの分野の施策が欠けているか、各個別施策をビジネスと人権視点で横串を通して捉えられるような、KPIインパクト測定について検討していければと思う。

(銭谷 美幸 株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ グループ・チーフ・サステナビリティ・オフィサー 兼 株式会社三菱UFJ銀行 チーフ・サステナビリティ・オフィサー)

- ・ 3点申し上げる。1つ目、先程、各省庁から取組についてご説明いただいたが、事前に各府省庁からの報告内容を共有いただければ、より会議の時間を有効に活用できたのではと思う。また、作業部会がマルチステークホルダーの会議であることを踏まえ、報告書に加えて提出した個別意見に対する政府としての考えも示していただくことが重要ではないか。
- ・ 2つ目、作業部会のスケジュール及びテーマに関する説明が不十分である。年間の行動計画の改定スケジュールは、EUや各国のビジネスと人権に関する規制動向を念頭に置きながら、もう少し段取りよく決められるのではないかと。また、有意義な議論やそのための準備が出来るよう、いつまでに何をするのか、という大枠の方向性を政府から早めに示していただきたい。

- ・ 個別事項について申し上げる。1点目、昨年、公共調達についての方針が公表されたが、具体的な運用状況が外部からは把握できない。外務省のウェブサイトなどを通じて、具体的な運用状況を示していただきたい。2点目、環境対応と人権尊重を一体的に取り組むことについて、自然資本や生物多様性においても人権尊重は重要な連関があるため、検討いただきたい。

(田中 竜介 国際労働機関(ILO)駐日事務所 プログラム・オフィサー 渉外・労働基準専門官)

- ・ 他のステークホルダーの方からの御意見と重複するので重ねて申し上げることは特段ない。

(河合 真由美 外務省総合外交政策局人権人道課 調整官)

- ・ ステークホルダーの方々からいただいた御意見について、外務省から可能な範囲で回答申し上げる。スケジュールに関して、政府としては本年中に骨子について、ステークホルダーの皆様、関係府省庁との間で合意することを目標としている。本文については、その後、関係府省庁との間で議論を行い、ステークホルダーの皆様との意見交換を実施した上で、その後パブリックコメントにかけて必要に応じて修正の上で、来年中の公表を目指している。
- ・ モニタリングやKPIIについて、先程説明させていただいたとおり、各府省庁の施策については事業ごとに行行政事業レビューを行っており、事業の進捗や効果について、成果目標に照らした点検の実施を行っている。これに加え、現行の行動計画においても、「5つの優先分野における指標」を設定し、重要施策について客観的な手法に基づいてモニタリングを行っているところである。インパクト指標が重要とのご指摘をいただいたが、指標設定の適否や実現可能性については、改めて検討が必要だと考えているため、今後どのような場を設けるのか、段取りも含めて、検討させていただく。
- ・ 報告書の提言に対して、書面での回答を求める指摘をいただいた。政府としては、報告書は、行動計画の改定を議論する際の土台になるものであり、各提言についても行動計画を改定する上で参考とさせていただきたいと思っているが、現時点で書面での回答は想定していない。
- ・ 優先分野を特定するのか、というご質問があったが、本日の議論を踏まえて今後検討したいと考えている。
- ・ 高橋様から事前にいただいた関係府省庁に対する質問確認事項に関して、回答できる方は、挙手をお願いしたい。

(経済産業省)

- ・ 繊維産業小委員会、及び個別産業における取組に関して回答する。昨年度設置した「繊維産業における責任ある企業行動ルール形成戦略研究会」の議論を踏まえて検討を開始した「JASTI」については、今年度、ワーキング・グループを設置し、監査要求事項・評価基準を精査して第三者監査制度の創設に向けた議論を行っていく予定となっている。
- ・ 人権規範との整合性について、昨年整理をした84の監査要求事項は、指導原則に基づいた取組を企業ができるように、ということを意図して作成された「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」や国際イニシアチブ、国際認証などを基に、日本の繊維産業の実態を踏まえながら整理したものとなっている。またILOの中核的労働基

準の5分野10条約を満たすような内容になっている。

- ・ このように各産業に特色があるため、繊維産業の事例を参考にしながら、各分野における施策を考えていくことが課題だと認識をしている。
- ・ また、菅原様からご質問いただいた、ジェトロの「「ビジネスと人権」早わかりガイド」に関して、利用者の方々からは、わかりやすいといった高評価をいただいている。ご指摘の通り、実際にどのように取り組むのかが今後の課題だと思っており、特に中小企業に対して、大企業向けにセミナーを実施してきたこれまでのアプローチと同じで良いのか、個人として問題意識を持っているため検討していきたいと考えている。一方で、定量的に、中小企業でどれだけ取組が進んだかを示すことは難しく、現時点では普及理解にとどまってしまうが、御指導いただきながら、取組方法を考えていきたい。またジェトロでは、企業からの相談窓口を設置しており、いただいた御意見や御指摘等も踏まえて、各企業への取組を進めるようなアイデアをいただきたいと思っている。

（農林水産省）

- ・ 「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」は、昨年の12月に公表され、本手引きを踏まえて本年2月に東京、大阪、福岡でセミナーを開催した。セミナーでは、食品のサプライチェーンに関する国際的な状況や世界情勢について説明した他、実際に企業で取り組まれている方をお呼びし、自社の取組をお話いただいた。セミナー参加企業は内容をより身近に感じられると思う。このようなアプローチを引き続き続けていきたいと考えている。本年度もいくつかセミナーを開催する予定であり、セミナーなどを通じて、特に中小企業の方々に、ビジネスと人権に関する取組を身近に感じていただけるよう、支援していきたいと考えている。

（国土交通省）

- ・ 建設不動産業界における人権尊重の状況について回答する。建設業は、社会資本の整備・管理の担い手であるとともに、災害時に地域の守り手として、大変重要な役割を持っている。一方で、他産業と比較して、厳しい就労条件に置かれていることは否めず、持続可能な建設業を実現するために、担い手の確保に向けた取組として、処遇の改善を行っていく必要があると思っている。よって公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）や建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）などの法律を踏まえて、適切な工期設定、施工時期の平準化といった働き方改革について関係業界に周知徹底していきたいと考えている。また今年の通常国会では、関係法を改正し、処遇改善を図っているところである。

（金融庁）

- ・ 質問3点のうち、1つ目、コーポレートガバナンスコードについて言及いただいた。コーポレートガバナンスコードの中に、人権について言及している箇所があり、サステナビリティの課題に上場企業がきちんと対応することを求める内容と理解している。コーポレートガバナンスコードは、プリンシプルベースを取っており、各原則を順守するか、順守しない場合はその理由を説明するという手法をとっている。東京証券取引者が企業の提出するコーポレートガバナンス報告書を中心に分析しているところであるが、原則、当局が企業に対して事細かに指示するものではなく、あるべき望ましい姿を提示し、それに対する上場企業の対応を市場参加者が判断するという仕組みになっている。人権尊重含め、サステナビリティをめぐる課題への対応は重要だと考えている

め、企業が中長期的な企業価値の向上という観点から積極的に、能動的に取り組むことを期待している。

- ・ 2つ目の質問について、有価証券報告書に昨年3月から新たに追加された、サステナビリティ情報の記載欄に関するものと理解している。御指摘の通り、「記述情報の開示に関する原則について(別添)」の中で、サステナビリティ情報とは何かについて注記しており、その中の一つとして人権も含まれている。実際、有価証券報告書のサステナビリティの記載欄に、人権に関して開示している企業も存在しており、その中で好事例があれば、金融庁が作成している「記述情報の開示の好事例集」で取り上げている。
- ・ 3つ目、金融機関・機関投資家における人権尊重の取組についての評価と、今後、どのように普及をさらに拡大していくかについて御質問をいただいた。例えばPRIの責任投資原則への署名機関数の増加や、ESG投資の日本国内における増加など、人権に限らないがサステナブルファイナンス全般の様々な広がりが、日本の金融機関において見られている。サステナビリティに関する課題に対して、金融機関や機関投資家がそれぞれの状況に応じて自主的に重要性を判断し、投資を検討している状況だと認識している。金融庁としては、そうした金融機関の検討に資するよう、様々なガイドラインや行動規範等を通じて環境整備を進めていきたいと考えている。

(法務省)

- ・ 法務省人権擁護局としては、中小企業や地域企業における人権尊重の取組状況について、網羅的かつ具体的には承知していないが、引き続き中小企業を含めたあらゆる企業について、人権的視点に立った企業活動を推進するための取組を行う必要があるものと認識している。
- ・ 具体的には、今後も、人権を尊重する行動をとることを宣言する投稿型コンテンツ特設サイトの「Myじんけん宣言」へのインターネット動画広告等による企業に対する参加の呼びかけや、企業と連携したシンポジウムの開催のほか、企業を対象とした人権研修などにおいて「今企業に求められる『ビジネスと人権』への対応『ビジネスと人権に関する調査研究』報告書」を活用することなどで、企業活動における人権尊重の促進を図っていききたいと考えている。また法務省人権擁護局では現在、ビジネスと人権に関する取組を先進的に推進している中小企業の事例集の制作を進めており、今後このような資料の活用も図っていききたい。
- ・ 次に苦情処理メカニズムの実効性の確保について、現行の行動計画において、人権相談や人権侵犯の予防及び被害の救済が、救済に関する取組として掲げられている。様々な人権問題についての人権相談に応じているほか、人権相談を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じて、人権侵害について実効的対応ができる者に対して必要な措置をとるよう求める要請や、人権侵害を行った者に対して改善を求める説示・勧告といった適切な措置などを講じている。
- ・ 苦情処理メカニズムの実効性の確保について、人権相談は多様なチャンネルで受け付けており、全国の法務局や支局等での対面の相談を受け付けるだけでなく、電話・インターネット・LINEからの相談も可能である。また外国人のための人権相談所では、10言語、対面ではさらに機械翻訳を用いて約80言語による人権相談に対応している。また法務省の人権擁護機関の調査救済制度は経済的な負担がかからず、弁護士などの代理人も必要なく、書面の作成など複雑な手続も必要ないなど簡易に利用することができる制度となっている。さらに事案に応じて、申告者に対して関係機関へ

の紹介や助言を行ったり、申告者と相手方の関係の調整を図ったりするなど柔軟な解決を図ることができる制度となっている。またこのような取組について、インターネット広告などの広報活動や、企業の従業員などを対象とした研修などの各種啓発活動も通じて周知を図っているところである。

- ・ 人権侵犯事件の調査処理において相手方企業に対して、事案に関連するガイドラインや指針の内容を教示するといったことを実施している。一般的な啓発活動においても、企業に対して人権尊重ガイドラインを尊重した行動をとるように求めている。

（文部科学省）

- ・ ユニセフの「子どもの権利とスポーツの原則」については、平成30年の11月29日に、各スポーツ関係団体や各都道府県教育委員会等に対して、スポーツ庁国際課長通知を発出して周知したところ。
- ・ 今後どのようにスポーツ団体における人権尊重を推進していくかについては、スポーツ基本法では、各スポーツ団体が自らの主体的な努力によって、適切な組織運営を図っていくことが求められているが、文科省においても、ガバナンスコードの周知に努めているところ。ガバナンスコードでは、指導者や競技者に対してコンプライアンス教育をするということを原則の1つとして掲げている。引き続き、各スポーツ団体に周知していくことで、各スポーツ団体における人権尊重を推進していきたい。

（消費者庁）

- ・ 1点目、公益通報者保護法とビジネスと人権の関係をどのように整理しているかについて、本法は救済へのアクセスに関する取組の一つとして、ビジネスと人権に資するものであると考えている。
- ・ 2点目、自社労働者以外からの通報にも対応するグリーンバンスメカニズムの整備についてどのように推進しているか、を御質問いただいた。民間事業者向けの指針の解説で、関係取引先・関係会社等も含めた形で通報窓口の整備をすることを推進される取組の一つとして例示している。また関係取引先や関係会社からの通報も受け付ける体制をとっている場合、それらから通報があった際に、不利益が生じないよう必要な措置をとるように、という旨も記載をしている。こうした制度趣旨も踏まえつつ、各企業の自主的取組も促してまいりたい。

（厚生労働省）

- ・ 当省の「国内の労働分野における政策手段を用いた国際課題への対応に関する研究会（ビジネスと人権検討会）」による報告書で、(1)企業レベルの課題への対応の1つとして示した、「② 労使双方のエンゲージメント（継続的な対話や連携）の促進」の実施に向けての対応について御質問いただいた。厚労省では、現地日系企業を対象として、ビジネスと人権に関する取組について、例えば、本年3月にはタイのバンコクで、6月にはシンガポールで説明会を開催し、労使対話の重要性について説明した。今後ともこうした取組を進めながら、労使対話の重要性の理解を促進していきたいと考えている。
- ・ 労働局の紛争解決援助制度の実効性の確保について御質問いただいた。実効性の確保に関して、労働者が調停等の援助を求めたことを理由として事業者が解雇等の不利益取り扱いをしてはいけなと規定しており、安心して制度を利用できることを担保している。こうした取組を通じて、引き続き効果的な実施に努めて参りたい。

(こども家庭庁)

- ・ 「子どもの権利とビジネス原則」に関して、より本原則の考え方を踏まえた行動計画とすることで、本原則及び子どもの権利についての認識を企業にも広げていくことが一案ではないかと考えている。

(河合 真由美 外務省総合外交政策局人権人道課 調整官)

- ・ ステークホルダーの皆様からの御意見をお伺いしたい。

(若林 秀樹 ビジネスと人権市民社会プラットフォーム 代表幹事)

- ・ 政府内で、専門性やこれまでの議論が蓄積されていくような仕組み・体制をつくっていただきたい。
- ・ 政府側のリソースが限られている点は理解するが、円卓会議や作業部会で出された意見を真摯に受け止め、対応いただきたい。
- ・ 行動計画の進捗を評価するKPIを検討するグループを早急に作っていただきたい。外務省からも責任ある立場の方に作業に入っていただきたい。

(高橋 大祐 日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会CSRと内部統制に関するPT副座長)

- ・ 事前提出させていただいた質問確認事項に対して、各府省庁から回答いただき、感謝申し上げる。本日のご回答を踏まえて、個別のテーマに関して、ステークホルダー側から様々な質問や意見があると思われる。このような個別のテーマについて具体的な意見交換を行うことが行動計画改定の前提として非常に重要であると思われるため、何らかの形式でコミュニケーションの機会を設けていただくことを検討いただきたい。

(菅原 絵美 大阪経済法科大学教授)

- ・ 経産省への質問は、相談窓口の利用状況等についてお伺いする趣旨であった。周知普及・理解促進の第一段階を越えて、第二段階として、個別の企業の取組ニーズにこたえるような、ヘルプデスク等の設置をステークホルダーから提案させていただいたため、それに資する施策を一緒に考えていければと思う。

(氏家 啓一 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン 事務局次長)

- ・ 今年中に外務省と各府省庁が骨子案を作り、案の段階で作業部会と意見交換をするという理解で合っているか。その後、最終化された骨子は公開されるのか。また骨子作成後、行動計画案が作成され、行動計画案の段階でパブリックコメントが実施されるのか。
- ・ 政府ウェブサイト上のビジネスと人権に関する情報が、複数のページにバラバラに掲載されているため、全体像を分かりやすくし、国民が検索しやすくなるよう、改善いただきたい。例えば、政府の「3年目レビュー政府報告」には、ステークホルダーから報告書が提出された旨の記述はあるが、掲載リンク等の表示がない。同報告書は、政府からの諮問を受けて作成した報告書である。

(河合 真由美 外務省総合外交政策局人権人道課 調整官)

- ・ 今後、本日の意見交換を踏まえて、改定版行動計画の骨子案を作成し、改めて皆様

- に御相談させていただく。骨子案の公開有無は検討中である。また外務省としては改定版行動計画の原案が確定した後にパブリックコメントにかけることを予定している。
- ・ ウェブサイトに関していただいたご指摘については、今後検討させていただく。

3. 閉会挨拶

(河合 真由美 外務省総合外交政策局人権人道課 調整官)

- ・ 本日は皆様、貴重な御意見をいただき感謝申し上げます。引き続き御協力を賜りたい。
以上で本日の作業部会を終わらせていただく。

(了)